



特定社会保険労務士 原 敏昭 原労務管理事務所便り

連絡先：〒133-0055 東京都江戸川区西篠崎 2-7-3 2
TEL 03-3679-6713 FAX 03-3679-6719
E-mail: harasr@agate.plala.or.jp
URL: <http://www.harasr.com/>

二次補正予算が成立！ 新たに創設される助成金は？

◆厚生省関係の予算は 5,698 億円

10 月 11 日に臨時国会で平成 28 年度の第二次補正予算が成立しました。

今回の補正予算は特別会計を含めると 4 兆 5,221 億円となっており、「災害対策」や「低所得者への現金給付」等が盛り込まれています。

このうち厚生労働省関係の予算は 5,698 億円（うち特別会計 52 億円）ですが、働き方改革の実現や介護人材の確保、介護離職防止の推進等が盛り込まれた「一億総活躍社会の実現の加速」という項目が約 78.6% (4,477 億円) を占めているのが特徴です。

◆助成金関連予算の内容は？

助成金の関連予算では以下の内容が盛り込まれています（支給要件の詳細等については今後、厚生労働省から発表される予定です）。

(1) 保育関連事業主に対する職場定着支援助成金の拡充（制度要求）

保育事業主による「魅力ある職場づくり」のための雇用

管理改善の取組について助成の拡充を行うものです。

(2) 介護離職防止支援助成金（仮称）（11 億円）

仕事と介護の両立に資する職場環境整備に加え、労働者の円滑な介護休業の取得・職場復帰や介護のための時差出勤制度などを実現した事業主を支援するものです。

(3) 生活保護受給者等を雇い入れる事業主への助成措置の創設（制度要求）

ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として生活保護受給者等を新たに雇い入れた事業主に対し、助成金を創設するものです。

(4) 65 歳超雇用推進助成金（仮称）の創設（6.8 億円）

65 歳以上への定年の引上げ、定年の廃止、希望者全員を対象とする 66 歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した場合に当該措置の内容に応じて一定額を助成する 65 歳超雇用推進助成金（仮称）を創設するものです。

(5) キャリアアップ助成金の拡充（制度要求）

中小企業において有期契約労働者等の賃金規定等を

改訂し、3%以上増額した場合、生産性向上を加味して助成額の加算を行うものです。

「労働時間管理」をめぐる 役員の責任と求められる対応

◆過労死の責任を問う全国初の「株主代表訴訟」が提起
銀行の行員だった男性が過労からうつ病を発症し、投身自殺をした事件で、男性の妻が銀行を訴え、熊本地裁は、銀行が注意義務を怠り、行き過ぎた長時間労働をさせたと認定し、慰謝料など 1 億 2,886 万円の支払いを命じました（2014 年 10 月）。同事件では、労働基準監督署が発症直前の時間外労働時間が 207 時間に及んでいたと認定していました。

そして今年 9 月、この妻が、銀行の株主としての立場で、当時の役員ら 11 人に対し、過労死を防ぐ体制づくりを怠り銀行に損害を与えたとして、約 2 億 6,400 万円の損害金の支払いを求める株主代表訴訟を提起しました。

◆株主代表訴訟で追及される役員の責任とは？

役員は、会社に対し忠実義務を負っており、違反すると責任を負います。



株主代表訴訟では、役員の任務懈怠により会社が損害を被ったとして責任追及がなされますが、過労死や過労自殺について任務懈怠責任を問う株主代表訴訟は初めてのことです。

◆過労死・過労自殺で役員個人の責任を認めるケースが相次ぐ
従業員の過労自殺について役員個人の責任を認めた事件として有名なのが、2011 年 5 月の大庄（日本海庄）事件における大阪高裁判決です。同事件は、役員の第三者に対する損害賠償責任を定める会社法 429 条 1 項の規定が、過労死・過労自殺の事案でも適用されることを明らかにしました。

2015 年 12 月に和解が成立したワタミ過労自殺訴訟でも、原告側によれば、和解条項で、創業者について「最も重大な損害賠償責任を負う」ことを確認しています。

経営者による長時間労働の放置は、厳しい責任追及の対象となり得ると言えるでしょう。

◆自社の「働き方改革」を検討してみませんか？
長時間労働の抑制に取り組む企業の割合が 2015 年の

「22.2%」から 2016 年の「32.1%」に増加し、既に多くの経営者が長時間労働の是正に向けて動き出しています。

所定外労働時間の削減や有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主は、厚生労働省の職場意識改善助成金（職場環境改善コース）を受給できる場合がありますので、利用を検討してみたいかがでしょうか。

初の「過労死等防止対策白書」 その内容とは？

◆法施行後、初の白書

政府は、「過労死等防止対策白書」を初めて公表しました。

この白書は、業界ごとの長時間労働の現状や過労死等の実態を解明するための調査研究、平成 27 年度に行われた過労死等防止対策の取組み、民間団体の活動等が記載されており、過労死や過労自殺の現状や防止策などを 280 ページにわたってまとめられています。

◆「残業 80 時間超」企業の割合は？

企業へのアンケート調査によると、1 年のうち 1 カ月の時間外労働時間が最も長かった正規雇用従業員につ

いて、過労死ラインとされる時間外労働時間月 80 時間を超えると回答した企業は 22.7%でした。

業種別に見てみると、「情報通信業」（44.4%）が最も多く、「学術研究、専門・技術サービス業」（40.5%）、「運輸業、郵便業」（38.4%）が続いています。

また、残業の発生する理由としては、「業務量が多い」「人員不足」「業務の繁閑の差が激しい」「顧客からの不規則な要望に対応する必要がある」等を挙げる企業が多くなっています。

労働者への「残業時間別の疲労度蓄積度、ストレスの状況」の調査では、残業時間が長いほど「疲労蓄積度」と「ストレス」が高いと判定される割合が多く、正社員の 36.9%が高ストレスと判定されたことがわかりました。

◆現状を知るためには周知・啓発が必要

白書の第 3 章では、過労死等の防止のための対策の実施状況が報告されています。

労災認定事案等の分析や、ポスター、パンフレット・リーフレット、新聞広告、Web 広告、Web サイト等による周知・啓発、相談体制の整備等の実績を報告しています。